

事業主の皆様 永年勤務されている優良従業員を表彰します

墨田区中小企業等 永年勤続優良従業員表彰

墨田区では、区内の中小企業等に永年にわたり勤務されている優良従業員を対象に、区の産業の振興と発展に寄与された功績をたたえる『墨田区中小企業等永年勤続優良従業員表彰』を毎年行っています。

本年の実施に当たり、事業主(代表者)の皆さまからの表彰候補者のご推薦をお待ちしております！ なお、被表彰者には、表彰状と記念品を贈呈します。

1 表彰対象者

区内に住所を有する中小企業等に永年勤務され、その勤務成績が優良で他の模範と認められる者として事業主(代表者)から推薦された方

2 表彰区分

- ①10年勤続表彰・・・対象事業所に10年以上(平成29年1月1日以前から)勤務している方
- ②20年勤続表彰・・・対象事業所に20年以上(平成19年1月1日以前から)勤務している方
- ③30年勤続表彰・・・対象事業所に30年以上(平成9年1月1日以前から)勤務している方

3 推薦の方法

推薦書類に必要事項をご記入の上、郵送、ファックス、メールまたは産業振興課窓口へ直接提出してください。

※ 推薦書類の用紙は産業振興課窓口または区公式ウェブサイト(右記2次元コード参照)から出力できます。



区公式WEB

4 推薦書類提出期限

令和8年10月1日(木) 必着

5 表彰式(予定)

令和9年1月27日(水) 曳舟文化センター

【問合せ・提出先】〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当(墨田区役所14階)
電話:03-5608-6186 FAX:03-5608-6934
メール:sangyou@city.sumida.lg.jp



ひと、つながる。
墨田区

表彰基準

1 表彰対象者

対象事業所(下記2参照)に永年勤務され、その勤務成績が優良で他の模範と認められる者として事業主(代表者)から推薦された方

2 対象事業所

区内に住所を有する次の事業所が対象です。

業種等	規模等
①卸売業	資本金 1 億円以下または従業員 100 人以下の事業所
②サービス業	資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下の事業所
③小売業	資本金 5,000 万円以下または従業員 50 人以下の事業所
④製造業、建設業、その他の業種	資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下の事業所
⑤商工団体	①～④の事業所が所属する商工団体
⑥金融機関	墨田区商工業融資を取り扱う信用金庫・信用組合

3 表彰区分

勤続年数ごとに次の区分があります。なお、勤続年数の基準日は令和8年12月31日です。

- ①10年勤続表彰・・・ 対象事業所に10年以上(平成29年1月1日以前から)勤務している方
- ②20年勤続表彰・・・ 対象事業所に20年以上(平成19年1月1日以前から)勤務している方
- ③30年勤続表彰・・・ 対象事業所に30年以上(平成9年1月1日以前から)勤務している方

4 表彰の対象とならない方

次のいずれかに該当する方は、表彰の対象外です。

- ①同じ区分の表彰を以前に受けたことがある方
- ②事業主・代表者・役員本人
- ③事業主・代表者の配偶者及び直系一親等の血族の方(父母・子)
- ④区外の事業所に勤務されている方(本社は区内にあるが、勤務場所が区外の事業所の場合等)

★よくある質問

Q 本社(本店)は区外にありますが、区内の事業所で勤務している従業員も対象になりますか？

A 対象になります。

Q 区内の事業所に20年勤務している従業員がいます。過去に10年勤続表彰を受けていますが、20年勤続表彰の区分での推薦はできますか？

A 10年勤続表彰と20年勤続表彰は異なる表彰区分ですので、可能です。

Q 入社して10年になる従業員がいます。基準日時点では区内の事業所で勤務していますが、転勤により区外の事業所で勤務していた期間があります。その期間も通算して推薦に必要な勤続年数として算定できますか？

A できません。表彰区分の勤続年数は、入社後の勤続年数ではなく、区内の事業所での勤続年数を通算して算定します。

その他ご不明な点はお問合せください。